

千葉明德短期大学 研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉明德短期大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。

(2) 「研究者」とは、本学に所属する教職員、本学の教職員の指導の下に研究を行う学生、並びに本学の規程に基づき受け入れた学外の研究員をいう。

(3) 「研究費」とは、研究助成金等の学内研究費、並びに受託研究費、共同研究費及び科学研究費補助金等の学外研究費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 各人の自覚に基づき、高い倫理的規範のもとに誠実に行動すること。

(2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。

(3) 人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。

(4) 法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約及び該当の学会が定める倫理規程等を遵守すること。

(5) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。

(6) 本学の学生等が研究活動に加わる時は、当該大学生等が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行うこと。

(7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。

(8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。

(9) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。

(10) 特許権の取得申請等合理的な理由により公表に制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表すること。

(11) 他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等の不正な行為を行わないこと。

(12) キャンパス・ハラスメントにあたる行為を行わないこと。

(13) 「千葉明德短期大学 公的研究費の管理に関する規程」等を遵守し、研究費を適正に取扱うこと。

(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の情報、並びにデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的及び収集方法を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報又はデータ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、「学校法人千葉明德学園個人情報保護基本方針」等に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう10年間保存しなければならない。

(管理体制)

第7条 本学の研究に係る倫理を保持するため、次の各号に定める責任者及び相談窓口を置き、その運営・管理に係る責任と権限を定める。

(1) 最高管理責任者は、本学学長とし、研究に係る倫理の管理の最終的な責任を負う。

(2) コンプライアンス推進責任者は本学事務長とし、研究に係る倫理の管理について責任及び権限を有し、主に次に掲げる業務を行う。

(ア) 研究に係る倫理について必要な指導及び助言

(イ) 研究に係る倫理の保持に対する研究者の注意を喚起し、認識を深めさせること。

(ウ) 研究に係る倫理の保持に関する状況及びその対応等について、必要に応じて最高管理責任者へ報告すること。

(3) 研究に係る倫理の保持に関する本学内外からの相談についての窓口は、「学校法人千葉明德学園公益通報等に関する規則」第3条に定める内部監査室内のコンプライアンス窓口とする。

(研究倫理委員会)

第8条 本学の研究倫理に関する方針を策定し、又は必要に応じて研究計画の審査を行うため、千葉明德短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び審査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。